

# 4月から新しい『介護予防・日常生活支援総合事業』が始まります

東伊豆町では、4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります。この事業は、65歳以上の人を対象にした、町が行う介護予防の取り組みです。

「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれており、要介護認定を受けていなくても、必要と判断されれば、サービスが利用できます。

支援などが必要になったと感じたら、まずは地域包括支援センターに相談してみましょう。

**どんな人が利用できるの？**

- 基本チェックリスト等で生活機能が低下していると判断され、介護が必要になるおそれがある人
- 要介護認定で非該当と認定された人
- 要支援1、要支援2の認定を受け、総合事業の利用を希望している人

**どんなサービスが受けられるの？**

- 訪問型サービス  
ホームヘルパーなどが住まいを訪問し、生活援助などを行います。
- 通所型サービス  
デイサービスセンターで食事やレクリエーションなどの日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。

**利用できるの？**

日常生活でのお困りごとなど、地域包括支援センターまたは健康づくり課介護係にご相談ください。

基本チェックリストの25項目の質問に答えていただくことで、日常生活に必要な機能が低下していないかどうかを調べます。

場合によっては、地域包括支援センター職員が訪問させていただきます。

**一般介護予防事業とは？**

高齢になっても生きがいや役割を持つていきいきと生活できるように、65歳以上の人などがどなたでも参加できる体操や認知症予防教室など、介護予防のための取り組みを行います。

また、介護予防の取り組みを強化するため、地域で行う活動にリハビリテーションの専門職などが参加します。

**◎既に要支援1・2と認定されている人は大きな変更はありません。**

既に要支援1・2と認定されている人で、ホームヘルプサービスやデイサービスを利用している人は、総合事業スタート後の更新月まで引き続きサービスを利用できます。

更新月以降は、総合事業から同様のサービスが利用できます。

なるべく介護を必要としない暮らしを送るためにも、「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して自立した生活を続けましょう。

問合せ先 地域包括支援センター ☎95-1106

# 平成29年度『臨時福祉給付金(経済対策分)』についてのお知らせ

平成26年4月に実施した消費税率の引き上げに伴い、所得の少ない方への影響を緩和するために「臨時福祉給付金(経済対策分)」を支給するものです。

支給対象と思われる方には案内を送付しますので、受付期間中に申請をお願いします。

※詳細につきましては、回覧板等でご確認ください。

給付金名	臨時福祉給付金(経済対策分)
支給対象者	平成28年度分の住民税が課税されていない方(課税者の扶養親族や生活保護者等を除く)
支給額	1人につき15,000円
受付期間	平成29年5月1日(月)～8月1日(火)
案内送付予定	4月下旬に対象と思われる方に送付します

問合せ先 住民福祉課 福祉係 ☎95-6204

# 国民年金 加入者の皆さまへ

国民年金第1号被保険者の皆さまには、4月上旬に、平成29年度分の国民年金保険料納付案内書が送付されます。平成29年度の国民年金保険料額は、**月額16,490円**です。保険料の納付は、口座振替を利用されると納める手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできるので便利です。手続きは、年金事務所または金融機関の窓口、健康づくり課で申請できます。

なお、まとめて前払いする前納制度を利用すると、割引が適用されます。  
※1年前納は、年間3,510円割引となります。

**学生の方へ**

毎年4月になったら申請を！  
国民年金保険料学生納付特例

20歳以上の方は、学生であっても国民年金への加入及び保険料納付義務があります。学生納付特例制度は、所得の少ない学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、万一の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

**どこで申請するの？**

健康づくり課または年金事務所まで申請できます。

**前年にも申請した場合は？**

平成28年度に学生納付特例が承認され、4月以降も同じ学校に在学中の方には、4月初旬に再申請のハガキが送付されます。必要事項を記入・押印し、返送してください。ハガキが届かない場合は、お手数ですが、健康づくり課窓口にて通常の申請手続をとってください。

**申請に必要なものは？**

- 国民年金保険料学生納付特例申請書(健康づくり課、年金事務所の担当窓口のほか、日本年金機構のホームページから印刷できます。)
- 年金手帳
- 在学証明書の原本または学生証の表裏両面のコピー
- 判子

**申請後は？**

審査後、申請からおよそ3か月程度で決定通知書が送付されますが、決定通知書が届くまでの間は、日本年金機構及び日本年金機構から委託された民間事業者が、文書や電話、訪問により納付の案内を行う場合があります。

**追納(後払い)制度**

将来、満額の老齢基礎年金を受け取るために、10年以内であれば、後から保険料を納める「追納」ができますが、追納する時期に応じて、当時の保険料に加算金が増加されます。

## 平成29年度 三島年金事務所 出張年金相談日程

※全市町予約制となります  
各市町で予約をおとりください

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東伊豆町役場 ◎予約制		26日(金)			25日(金)			28日(火)			23日(金)	
伊東市役所 ◎予約制	26日(水)	10日(水) 24日(水)	21日(水)	19日(水)	2日(水) 23日(水)	27日(水)	25日(水)	8日(水) 22日(水)	20日(水)	24日(水)	7日(水) 21日(水)	20日(火)
下田市役所 ◎予約制	7日(金)	12日(金)	8日(木)	6日(木)	4日(金)	7日(木)	5日(木)	10日(金)	5日(火)	11日(木)	2日(金)	8日(木)
河津町役場 ◎予約制	20日(木)			13日(木)			19日(木)			18日(木)		

**【受付時間】** 9:30~11:30/13:00~14:00 ※伊東市役所は、10:00~11:30/13:00~14:30  
※東伊豆町では、各相談日の前月より予約を開始します。  
混雑状況によっては、時間通りにご案内できない場合があります。

問合せ先 三島年金事務所 ☎055-973-1166  
出張相談 東伊豆町予約先 健康づくり課 国民保険係 ☎95-6304  
日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>